

経 済 産 業 省

20251209電委第4号
令和7年12月10日

経済産業大臣 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

「適正な電力取引についての指針」及び「需給調整市場ガイドライン」の改定
に関する建議について

「適正な電力取引についての指針」（2025年1月31日最終改定）及び「需給調整市場ガイドライン」（2025年3月24日最終改定）については、電力の適正な取引の確保を図るため、別添のとおり、改定を行う必要があると認められることから、電気事業法第66条の14第1項の規定に基づき、貴職に建議いたします。

適正な電力取引についての指針及び需給調整市場ガイドライン 改定事項

1 事後的措置を規定する枠組みの見直し

＜適正な電力取引についての指針＞

- ・需給調整市場の透明性にかかる記載に関し、「その他の問題となる行為」を追記し、その具体的な処分対象行為については、市況の変化に応じて新たな問題行為が発生した際の柔軟性を確保する観点等から、「需給調整市場ガイドライン」に全部委任する旨を記載する。

＜需給調整市場ガイドライン＞

- ・「需給調整市場ガイドライン」の位置づけについて、「適正な電力取引についての指針」の「望ましい行為」の詳細を示すものという従来の位置づけに加え、「問題となる行為」の詳細を示すものでもあるという位置づけを追加する。
- ・上記により全部委任された「その他の問題となる行為」の具体的な処分対象行為について、以下を追記する。その際、具体的な事例についても、第14回制度設計・監視専門会合の議論等を踏まえて記載する。

- ①調整力 Δ kW 市場における入札価格若しくは入札量又は調整力 kWh 市場における登録価格の不合理的な設定により、不当に収益を得る行為
- ②不適切なシステム設定により、調整力 Δ kW 市場における入札価格若しくは入札量又は調整力 kWh 市場における登録価格が不合理に設定され、需給調整市場やインバランス料金の精算に関して、他の複数の事業者に影響を与える行為

2 事前的措置等の見直し

(B種電源協議の廃止、 Δ kW 価格及び調整力 kWh 価格の考え方の整理)

＜需給調整市場ガイドライン＞

- ・調整力 Δ kW 市場の「望ましい行為（需給調整市場ガイドラインのⅢ. 2.）」にかかる記載について、以下の整理に従って改定する。

- ①B種電源の「一定額」にかかる電力・ガス取引監視等委員会事務局との協議はこれを廃止し、関連する記載は削除する。
- ②一定の粒度の事前確認を維持しながら事後監視に注力する観点から、大きな市場支配力を有する蓋然性の高い事業者（事前的措置の対象事業者）に対しては、次年度の取引開始前（期中に参入又は入札価格の考え方を変更する電源等は、期中の取引開始前）に以下の i）について確認を行い、四半期ごとに以下の ii）について報告を求める旨を追記する。

- i) 各電源等の入札価格の考え方について、価格規律の認識に齟齬がないこと
- ii) 期中の固定費回収状況

③ Δ kW 価格の「一定額」の考え方や関連する費用の計上方法を、B 種電源の「一定額」にかかる電力・ガス取引監視等委員会事務局との協議の実績等を踏まえ、以下のとおりとする。

- i) 一定額（円/ Δ kW・30 分）は、固定費回収の上限額（当年度分の減価償却費等を含む固定費から他市場で得られる収益を差し引いた額）を想定応札量で除した額とする。
- ii) 当年度分の固定費の考え方
 - a. 当年度分の減価償却費等を含む固定費には、「法人税」及び「容量拠出金」は含めない。
 - b. 需給調整市場の参入又は応札に必要なアグリゲーターにかかる費用（人件費、システム費用等）については、固定費を特定して算入する。
 - c. FIP 電源併設蓄電池については、需給調整市場が調整力を調達する市場であることを踏まえ、調整力そのものである蓄電池にかかる固定費のみを算入する。
 - d. DR 等については、需給調整市場の参入又は応札のために必要な費用（人件費、システム費用等）を算入する。本来、需要家が自社で使用することを目的に調達又は設置した設備にかかる費用は含めない。

iii) 他市場収益の考え方

容量市場収入がない場合は、容量市場収入が得られる前提で他市場収益として控除する。この場合、以下の算定式に基づき計上する。

容量市場収入＝約定価格（電力広域的運営推進機関が公表するエリアプライス）×容量市場における期待容量

ただし、以下の電源等は容量市場収入を他市場で得られる収益として計上する必要はない。

- ・ 新規に運開したため、時間的に容量市場に応札できなかった電源等
- ・ 容量市場に応札したが約定しなかった電源等

iv) 想定応札量の考え方

想定応札量は、定期検査や燃料制約等による停止期間や蓄電池の充放電制約等を考慮し、当年度に応札することが可能な Δ kW を基に、応札事業者が、当該電源等の運転パターンや過去実績等を踏まえて算定する。

④2026年度以降の全商品前日取引化に伴う、 Δ kWh 価格の「逸失利益（機会費用）」の考え方や関連する費用（起動費等）の計上方法・取扱いを以下のとおりとする。

i) 逸失利益（機会費用）の考え方

2026年度以降は全商品前日取引化となるため、現在の週間商品である一次調整力～三次調整力①についても「時間前市場価格の想定価格」を用いる。

ii) 起動費等の計上方法

全商品前日取引化となる2026年度以降は、同一の電源等を一次調整力～三次調整力①の取引を行う市場（以下「複合市場」という。）と三次調整力②の取引を行う市場（以下「三次②市場」という。）に振り分けて入札する場合、複合市場と三次②市場に1回分の起動費等を按分して計上する。1回分の起動費等は、複合市場と三次②市場への応札量比率に応じて按分する等、合理的な方法で按分計上する。

iii) 起動供出が1日に複数回発生する場合の起動費等の計上方法

下げ代不足時又は系統作業時等による抑制により、応札ブロックと応札ブロックの間で発電機の停止が確実である場合に限り、複数回分の起動費等を入札価格に反映することも差し支えない。

⑤適切な事後監視を行う観点から、需給調整市場システムを利用する全ての事業者は、需給調整市場システムに1回分の起動費の登録を行う。

・調整力 kWh 市場の「望ましい行為（需給調整市場ガイドラインのⅢ.1.）」にかかる記載について、以下の整理に従って改定する。

①火力電源の限界費用は増分燃料費等であることを明確化する。

②応札事業者の適正な価格での登録を促す観点から、蓄電池の限界費用を算定する際の蓄電原資の考え方について、以下のとおり記載する。

i) 約定ブロック・コマに向けてスポット市場等から調達した費用（＝調達の市場価格）

ii) 自社電源で充電した場合の充電費用（ただし、スポット市場等からの調達費用と比較して著しく高額とならないこと）

iii) 蓄電池に充電されている電気の費用（＝充電されている電気の加重平均価格）

なお、一般送配電事業者からのインバランス補給による充電は適当ではない。また、限界費用の算定に発電事業者等が想定するインバランス料金は用いない。

3 その他

- ・ 蓄電池事業者等との意見交換を踏まえ、需給調整市場ガイドラインの事前的措置のセーフハーバーとしての位置づけを、需給調整市場ガイドライン冒頭の「I. 本文書の位置づけ」により明確化するよう追記。
- ・ 明確化の観点等から、その他所要の見直しを行う。

以上